



株式会社コプロテクノロジー

返戻金制度

当事業所は返戻金制度(紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度)を設けています。詳細は下記のとおりです。

甲：相手方

乙：株式会社コプロテクノロジー

1 本契約に従い甲に採用された採用決定者が、入社後3ヶ月以内に自己都合により退職(甲の責めに帰すべき事由による退職、および不可抗力による場合を除く)し、または当該採用決定者の責に帰すべき事由により適法に懲戒解雇された場合、乙は以下の定めに従い紹介手数料を甲に返還するものとする。

- ① 入社日から1ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の80%を返還する。
- ② 入社日から1ヶ月を超え2ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の50%を返還する。
- ③ 入社日から2ヶ月を超え3ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の20%を返還する。なお、入社日から起算し、翌月の起算日に相当する日の前日までを1ヶ月として計算する。ただし、当該月に相当する日がないときは、当該月の末日までを1ヶ月とする。

2 前項の事実について、乙が、退職確認書または退職の確認できる書類の交付等(以下「退職確認書等」とする)により確認するものとし、乙は、当該採用決定者が離職した日の属する月の翌月末日までに、前項の定めに従い紹介手数料を返還する。なお、乙が当該採用決定者に替わる人材を直ちに紹介できる場合は、甲乙において協議により紹介手数料の返還を留保することができるものとする。

3 第1項に規定する場合を除き、採用決定者が入社後に離職に至ったとしても、甲の紹介手数料支払債務は消滅せず、乙は受領した紹介手数料を返還しない。また、甲が紹介手数料を支払う前に採用決定者が離職し、前二項により乙に紹介手数料返還義務が発生した場合、甲は当該紹介手数料から当該返還金額を控除して支払うものとする。

4 上記、返戻金制度については、該当基本契約書および覚書の条文を優先するものとする。

以上